

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例等について

平成 24 年 6 月 8 日  
市 民 部  
上 下 水 道 局

1 盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

(1) 改正の趣旨

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正及び外国人登録法（昭和27年法律第 125号）の廃止に伴い、住民票に記載されている外国人住民の通称又は氏名の片仮名表記で表された印鑑の登録について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

ア 外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する中長期在留者，特別永住者，一時庇護許可者若しくは仮滞在許可者又は出生による経過滞在者若しくは国籍喪失による経過滞在者をいう。以下同じ。）は、住民票に記載されている通称，通称の一部又は通称の一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けることができることとする。

イ 非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記，片仮名表記の一部又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けることができることとする。

ウ 外国人登録法に規定する外国人登録証明書及び外国人登録原票に関する規定を削る。

(3) 施行期日

平成24年 7 月 9 日

2 盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

(1) 改正の趣旨

外国人登録法の廃止に伴う規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

ア 盛岡市下水道条例の一部改正

上下水道管理者による排水設備等の工事店の指定を受けようとする者が指定の申請を行う際に添付を要する書類から外国人登録済証明書を除く。

イ 盛岡市手数料条例の一部改正

外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書の交付に係る手数料を廃止する。

(3) 施行期日

平成24年 7 月 9 日